

Aグループ

議会

- ・元になる法令＝地方自治法
 - 委員会、会期、定員などの枠組みを定めている
 - それぞれ細かく市の条例
- ↓
- ・違う視点 <参考>協働、多文化共生が加わった
- ・世の中の進化に合わせて補足する性格 ←環境の変化、行政だけではやれない
- ・考え方を整理する
- ・10条 市の意思決定機関、市政を監視、政策立案、市民の意思が市政に反映されるよう活動
 - この条文はあった方がよい
- ・10条の2項 市民にわかりやすく説明、開かれた議会運営
 - 反対する理由がない
- ・11条 議員の責務
 - 当たり前なのでこのままで良い、確認の意味がある
- ・ブルーの囲み「議員の責務に協働を」
 - 第4条に入っている
- ・ブルーの囲み「議員の責務に情報公開を」
 - 24条、25条に入っている。

市政運営等

- ・13条 ブルーの囲み
 - ここまでは追加しなくてよい
- ・14条
 - 特に追加するものなし
- ・20条
 - このまま

条例の位置づけ

- ・「最高規範」という言葉は誤解、迷いを生じさせる言葉かも
 - でも今から変えられないかな？
 - 将来的には変えた方がよいかな？
- ・逐条解説なら市長の判断で変えられる
- ・逐条解説で「安城市の憲法」と言っているが、会社でいう「綱領」の方がわかりやすい。
- ・「最高」という言葉は「一番上」という印象を与える。「いちばん大切」「すべてのよりどころになる」のような意味の別の言葉はないか？「包括的」「基本になる」

条例の見直し

- ・改正、変更の手続きは？
 - 特にいらない
 - ↑↓ わからない(結論は出ず)
 - あった方がいい

Bグループ

議会

- ・条例で議会の責務を押さえつけるように決める必要はない。
 - ↑↓
- ・議員は市民の代表なのであって良い、この時点では当然。
- ・市民の代表は何？
- ・議員は市民全体を考えてくれる人を選ぶ。
 - ↑↓
- ・「人と人とは利害関係にある」と思っているので、議員が「市民の代表」ということに無理がある。
- ・4章、議会が必要ない。
 - ↑↓
- ・10条は当然のことなので、書いてあっても良い。
- ・議会条例ができる以前につくられたので、議会項目は良い。
- ・「議員の責務」の項目は入れたほうが良い。
 - ↑↓

- ・10条と同じだから特に話し合う必要はない
- ・この会で言葉のお遊びをしているように感じる。「言葉」にこだわる理由は？この条例が作られてから、何か弊害があったのか？
 - あった。参加条例に19人のパブコメで反対意見があったが、取り入れられなかった。
 - 自治基本条例に反対する意見は無視されている。
↑↓
- ・検証した結果、変えなくても良いとなったのでは？弊害があるということの捉え方が違ってないか？
- ・市民の定義について、具体的な弊害があったのか？
 - 外国人の子どもに日本語教育が開かれている。税金を払っていない人にやっている。
↑↓
- ・これって弊害かしら？税金を使って良い、この活動は良いことである。
 - 税金を払っていない人について調べる

最高規範

- ・新潟市の自治基本条例に「最高規範」はない。
- ・市の公式な答弁では上下関係はないと言っているので、この項は外してよい。
↑↓
- ・お題目だからいいのではないか
- ・最高規範は法律違反ではない。上下関係を規律するものになると違反になる。
- ・このままは良くない。
- ・項目として消すべき。特に2条。または上限関係を規律するものでないと書くべき。「趣旨に配慮し、この条例との整合を図るように努めます。」
↑↓
- ・(このままで)いいんじゃない？

Cグループ

議会

- ・第10条 安城市有権者の代表でない市民は×
- ・外人、プロ市民の意見が強くなったら心配
- ・市民の定義変更もしくは自治基本条例廃止
- ・市民が意思決定するのは法律違反？
- ・10条—2 開かれた議会？→自由な討論に縛りがかかる
- ・開かれた議会は危険
- ・議会は討論すべし
- ・11条 議員の責務 研鑽内容の公開
- ・守るべきことを明文化することが大事
- ・道徳意識か条例制定か

■ ④議会

当然のことながら、
まちづくりに議会及び議員は欠かせない存在です。
なので「自治基本条例には欠かせない存在」と思います。

■ ④議会

「議会や議員さんがまちづくりの担い手ではない」と
議員や議会が判断されたのであれば、この条項は
削除された上で、可決されたのではないのでしょうか？

■ ④議会

「まちづくりは、議会や議員さんが
先頭に立って進めます」という自負を
持っておられるからこそ、自治基本条例に、
議会と議員さんに関する条文を規定して可決
されたものと判断していますが、誤りでしょうか？

■ ④議会

平成26年10月1日から31日までの間に、
議会から市民に対して、「議会基本条例（素案）」
の意見募集されています。
その前文では、「安城市議会は、安城市自治基本条例に
規定する責務に基づき、市民の意見を市政に反映させる
活動が求められています。」と自治基本条例と関連付けて、
その制定主旨を記載しています。
議会や議員さんが「自治基本条例で議会や議員さん
に関して定めることを良しとしない」のであれば、
議会基本条例（素案）の前文の表現は、
改めるべきではないのでしょうか？

■ ④議会

これまでは、「議会基本条例」が存在しなかったため、
自治基本条例に詳細を記していますが、
議会基本条例が施行された際には、
議会及び議員さんに関する条項は
「議会基本条例による」の1カ条に
修正しても良いかも知れません。

■ ④議会

議会や議員さんが
「議会や議員さんはまちづくりの担い手ではない」
と判断されるのであれば、議員さん自らが発議し、
議会が自治基本条例から「議会及び議員に関する条項」を
削除されては、と思います。

第4回 安城市自治基本条例検証会議
グループシートまとめ
2014/10/30

市政運営

・個人的な問題にどこまで踏み込むか？

・教育課題大(教科書)(木陰でゴロリ)

・子ども権利条例は危険

・子どもは自由、わがまま

・大人が人としての基本を教える

・北海道の学校では自由すぎて授業できない

・町内会、NPO法人をサポートして共存・共栄

・住みやすいまちづくりのための行政が大事

・市政運営 職員の自発的な取り組み内容の開示

■ ⑤市政運営等

現行の自治基本条例では、
市政運営の基本事項のみを規定し、
その運用は、個別の条例を定め実施
されています。そうしないと、
自治基本条例が長文の条例になってしまいます。
必要があれば、個別条例、規則又は推進計画を
制定するのが良いと思います。

■ ⑤市政運営等

個別の条例、規則、推進計画の制定という意味では、
「こども条例」や「文化芸術振興条例」あるいは
「文化芸術振興基本計画」などは市政運営の
方向を明らかにするため、制定が望まれます。

位置づけ

・条例には上下関係なし

・条例は単独でつくるべき

・最高規範 ×

■ ⑥最高規範・条例の位置づけ

条例の位置づけは、条文、逐条解説、
平成 26 年 10 月 15 日配布の
「第3回安城市自治基本条例検証会議 資料」
【最高規範】に記載されている通りと思います。
個人的には「最高規範」という表現で何ら問題ない
と思います。「最高規範」という意味が、
憲法と法律の関係を連想され、誤解を招く恐れがある
というのであれば、「議会基本条例（素案）」
第9章補則（その他の条例との関係）第21条に
準じた表現を検討してみてもと思います。

市民の定義

定義

●市民とは日本国国籍を有して
いる安城市住民

●市民とは安城憲章を
守る誓いをしたひと

○対象者：(市内に住む者、市内で
働く者又は学ぶもの及び市内で
事業又活動を行うもの法人その
他の団体をふくみます。)

○市民とは地域役員と安城市住民
3名が市民として認めた人

■ ①市民の定義

現行の自治基本条例では、
「市民」と「住民」を明確に区別して使い分けています。

現行規定している「住民」
＝市民と市民等とした場合の「市民」に該当
現行規定している「市民」
＝市民と市民等とした場合の「市民等」に該当
となります。

又、例えば、現行の「安城市市民参加条例」は、
「安城市市民等参加条例」に

現行の「安城市市民協働推進条例」は、
「安城市市民等協働推進条例」に

これまでに決められた条例・規則・計画・帳票などの

「市民」を「市民等」に改める必要が出てきます。

なお、議会より市民からの意見募集がなされている

「安城さわやかマナーまちづくり条例（素案）」では、
自治基本条例で定める「市民」より更に拡大した対象を
「市民等」としており、この対象者との区別ができなくなります。

■ ②市民の権利

行政サービスを受ける権利（第8条）

市民は、適切な行政サービスを等しく受けることができます。

「適切な」とは、「それぞれの市民に応じた行政サービス」

ということを意味しており、

住民と在勤市民全てが同じサービスが
受けられるとはしていません。

例えば、「住民」であっても、

「こどものみが受けられる行政サービス」や、

「高齢者のみが受けられる行政サービス」もあることは
ご理解いただけるのではないのでしょうか。

「等しく」とは、「同じ条件の人であれば、

差別してはいけません」という意味であって、
こどもが受けられる行政サービスを、高齢者にも等しく
受けられるということではありません。

それらの詳細を基本条例では定められませんので、

それぞれの行政サービスに

関する個別条例や規則など定められて、

運用されているのが現状はないでしょうか。

■ ③市民の責務

市民の「義務」とはしていません。

あくまで、市民の「責務」としています。

又、自治基本条例には、罰則規定はありません。

努力義務より緩やかな「責務」です。

強制的な条項ではなく、

自発的な市民の意思を定める条項と判断します。